

3 総防管第2270号
令和3年9月10日

一般社団法人日本建設業連合会 本部・関東支部 御中

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための
東京都における緊急事態措置等について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和3年9月9日、新型インフルエンザ等特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき期間の延長及び区域の変更がなされ、東京都は、7月12日から9月30日まで、緊急事態措置を実施すべき区域とされました。（資料1）

これを受けて、都は、9月9日、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（参考資料）等を踏まえ、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」の期間を9月30日まで延長することを決定いたしました。（資料2）

その概要是、都民の皆様に対しては、外出の自粛（日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請、混雑した場所等への外出の半減等）、事業者の皆様に対しては、施設の使用制限（酒類を提供する飲食店等に対する休業要請、イベント関連施設等に対する営業時間短縮要請、大規模商業施設等に対する「入場者の整理等」の要請等）、イベントの開催制限（人数上限5,000人かつ収容率50%の規模要件に沿った開催等）、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行うものです。

また、令和3年9月9日付けの内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室による事務連絡において、今般の緊急事態宣言の延長に伴い改定された基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等が示されましたので、お知らせいたし

ます。(資料3)

なお、10月1日以降の取扱いについては、別途お知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、都の緊急事態措置等に対しての都民の問合せに対応するセンター「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せて、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1・・・令和3年9月9日付け

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更」

資料2・・・令和3年9月9日

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」

資料3・・・令和3年9月9日付け事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

【参考資料】

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年9月9日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030909.pdf

※以上の他、「東京都緊急事態措置等に関する資料送付の方法について」を同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和3年9月9日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年4月23日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和3年9月13日から適用することとしたため、同条第3項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日（沖縄県については、同年5月23日、東京都については、同年7月12日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年8月2日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月20日、北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県及び広島県については、同月27日）から9月30日までとする。
ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、
・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年9月9日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1) 区域

都内全域

(2) 期間

令和3年7月12日（月曜日）0時から9月30日（木曜日）24時まで

(3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

●特に、以下のことについて徹底することを要請（法第45条第1項）

- ・デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること
- ・20時以降の不要不急の外出を自粛すること
- ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること
- ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

3. 事業者向けの要請等

（1）飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内 訳 | 要請内容 |
|---|--|--|
| 酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設 | |
| 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕 | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。） | ●休業を要請（法第45条第2項） 〔酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。〕 |
| 酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等（第5号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。〕 | 結婚式場 | |

3：事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関する施設への要請②

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内 訳 | 要請内容 |
|--|--|---|
| 酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。 | キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設 | <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮を要請（5時から20時まで） (法第45条第2項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） |
| 酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） 利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。 | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） | <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮を要請（5時から20時まで） (法第45条第2項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催 |
| 酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない集会場等（第5号） 利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。 | 結婚式場 | <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮を要請（5時から20時まで） (法第45条第2項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・「1.5時間以内」での開催 ・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催 |

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内 訳 | 要請内容 |
|--------------------|--------------------------|---|
| 劇場等 (第4号) | 劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）（「3. (6) イベントの開催制限」参照） ●営業時間短縮を要請 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ○イベント開催以外の場合 (1,000m²超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） (1,000m²以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 ○映画館 (1,000m²超の施設) 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） (1,000m²以下の施設) 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 |
| 集会場等 (第5号) | 集会場、公会堂 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） |
| 展示場 (第6号) | 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） |
| ホテル等 (第8号) | ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内 訳 | 要請内容 |
|--------------------|--|---|
| 運動施設 (第9号) | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）（「3（6）イベントの開催制限」参照） ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 (1,000m超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） (1,000m以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| 遊技場 (第9号) | テーマパーク、遊園地 | <ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） |
| 博物館等 (第10号) | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） |

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内 訳 | 要請内容 |
|--------------------|--|--|
| 商業施設 (第7号) | 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> (1,000m超の施設) 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） (生活必需物資を除く。) (1,000m以下の施設) 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 (生活必需物資を除く。) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| 遊技場 (第9号) | マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) |
| 遊興施設 (第11号) | 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項） ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） |
| 商業施設 (第12号) | スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項） |

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

| 施設の種類 (施行令第11条) | 内訳 | 要請内容 |
|--------------------|------------------------------|--|
| 学校（第1号） | 幼稚園、小学校、中学校、高校 等 | 以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等 |
| 保育所等（第2号） | 保育所、介護老人保健施設 等 | |
| 大学等（第3号） | 大学等 | |
| 集会場等（第5号） | 葬祭場 | 以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと |
| 博物館等（第10号） | 図書館 | 入場整理の実施の協力を依頼 |
| 遊興施設（第11号） | ネットカフェ、マンガ喫茶 等 | 以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと |
| 商業施設（第12号） | 銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等 | |
| 学習塾等（第13号） | 自動車教習所、学習塾 等 | オンラインの活用等の協力を依頼 |

- 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った開催を要請（法第24条第9項）

| 施設の収容定員 | |
|------------|-----------|
| 10,000人以下 | 10,000人超 |
| 収容定員の半分まで可 | 5,000人まで可 |

- 営業時間短縮を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- 業種別ガイドラインの遵守等を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- 接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請（法第24条第9項）

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

記

事務連絡
令和3年9月9日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、

施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、宮城県及び岡山県について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月12日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県に変更するとともに、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長することとし、また、重点措置区域については、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている9月12日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、法第31条の4第3項に基づき、9月13日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた宮城県及び岡山県を追加する変更を行い、また、これらの都道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月13日から令和3年9月30日までの18日間とし、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年9月30日まで延長する旨の公示を行う等のため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三(3)2等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。
 - 5,000人を上限とすること。
 - 上記人数要件に加え、収容定員の50%以内の参加人数にすること。収容定員が設定されていない場合は十分な人ととの距離(1m)を確保できること。
 - また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、令和2年9月11日付け事務連絡1.(2)のとおり取り扱うこと。
 - なお、催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。また、催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。
 - スマートフォンを活用した接触確認アプリ(COCOA)について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て、引き続き普及を促進すること。

② 営業時間短縮等の要請

- 地域の感染状況等を踏まえ、21時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。
なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県においては、本事務連絡が発出された日から、最大3日間(9月10日~9月12日)の周知期間終了時点(遅くとも9月12日)までにチケット販売が開始された場合(優先販売など、名前の如何に

② 都道府県による事前相談等について

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対し、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

これまで多くの都道府県において取り組んでいただいているところであるが、主催者等がイベント開催に係る事前相談、質問を行う場合に対応する観点から、相談窓口の設置（都道府県が基本的対処方針上の目安より厳しい基準を設定し既販売分チケットの払い戻しを求める場合も含め、問い合わせ等の増加や休日対応の必要性が見込まれる場合等は、必要に応じ当該窓口の増強）等、必要な体制構築に努め、事業者の相談等に適切に対応すること。

③ 感染拡大防止に必要な取組の継続等

各都道府県及び関係各府省庁においては、令和2年9月11日付け事務連絡、同年11月12日付け事務連絡、令和3年2月26日付け事務連絡、令和3年6月17日付け事務連絡など、これまでの事務連絡に示された催物の開催制限、業種別ガイドラインの遵守徹底等に必要な取組等を継続すること。

④ 本目安の扱い

本目安については、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

⑤ 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うこととは差し支えないが、当該要請等は行政手続法（平成5年法律第8号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

⑥ 収容率の目安判断に当たっての留意事項について

令和2年9月11日付け事務連絡及び同年11月12日付け事務連絡において、実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、当該事務連絡の別紙として各種イベントの分類を例示したうえで、「各都道府県が、当該例示も踏まえ、イベントの特性に応じて収容率の目安を適用することとなる」とされているが、個別イベント

の態様・実績等を踏まえながら個別具体的に判断する必要があることに留意すること。

具体的には、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合であって、都道府県が上記事務連絡別紙の例示も踏まえ特に確認が必要であると判断するときは、各都道府県は、下記のとおり、事前相談に当たって主催者等から提出された実績疎明資料を基に実績を確認し、収容率の目安を主催者等に連絡すること。

また、各都道府県及び関係各府省庁は、別紙4に基づく事務手続きを行うため、下記のとおり事前相談及び事後フォローアップの体制を構築すること。

なお、参加人数が1,000人以下で都道府県への事前相談の対象とならないイベントにおいて、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、主催者等は、実績疎明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管することとする。原則、都道府県や関係各府省庁への提出は不要とするが、大声・歓声等の発生等の問題が発生した場合には、結果報告資料を提出すること。

(I) 大声での歓声、声援等が想定されるか否か

ア 実績・実態を踏まえた判断

各都道府県は、事前相談以前の1年間における実績について、資料に基づき確認を行うこととする。

具体的には、

- 食事を伴わないイベントであることを計画書等により確認する。なお、令和2年11月12日付け事務連絡1.（1）②ア）のとおり、「映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）」については、同事務連絡別紙2に記載した条件がすべて担保されることができると確認されるときは、「大声での歓声、声援等がないことを前提としたうるもの」として取り扱うことができる。
- 当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がある場合は、ファン・来場者層の実態が確認できることから、当該データを実績疎明資料とし、総合的に判断する。
- 当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がない場合は、ファン・来場者層の実態が確認できないことから、大声防止策を講じる主催者等の対策の内容を確認する。

主催者等が、大声・歓声等なしのイベントを開催したことがある場合は、

- ✓ 結果報告資料において、虚偽の記載等が発覚した場合には、発覚時から6か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催者等について収容率上限100%の適用を行わないこと。
- ✓ 上記のアーティスト・主催者等の情報を集約し、定期的に各都道府県と関係各府省庁の間で共有すること。各都道府県は関係各府省庁から共有される情報も踏まえ、事前相談の際に主催者等に対して収容率上限を連絡すること。
なお、当該基準の適用に当たっては、問題確認時以降に各都道府県に対して事前相談を行なうイベントを対象とするものとし、既に事前相談を終えたイベントは対象とならないこととする。
- ✓ 関係各府省庁においては、上記判断を行うに当たって、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と十分連携を図ること。

⑦ 目安が示されていない期間等における取扱い

イベント主催者等による事前相談等に当たっては、都道府県は、11月以降のイベントの開催についても、チケット販売を含め、地域の感染状況にかかわらず、全国的な感染状況に鑑み、当面の間、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域、解除後の経過措置に当たる場合においては当該措置の目安、又は、本事務連絡1. (4)に基づくその他都道府県の目安を超えるチケット販売については、慎重な取扱いを促すこと。

⑧ 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項

各種イベント・行事の開催判断に当たっては、感染防止策の適切な実施、開催規模・時期の見直し、検査の勧奨等といった感染症対策の観点に加え、例えば、部活動等における成果を發揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体に検討する必要がある。関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設であるか否かにかかわらず、関係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 飲食店及び飲食に関する施設への要請等（第45条第2項等）

(I) 飲食店（第14号）

特定都道府県は、基本的対処方針三(3)3に基づき、法第45条第2項等に基づく、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、20時までの営業時間の短縮の要請を行うこと。

(II) 遊興施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店（ただし、次の③に示す施設を除く。）

特定都道府県は、基本的対処方針三(3)3に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店及び食品衛生法上における飲食店営業許可を受けないカラオケ店に対し、前記(I)と同様の要請を行うこと。

(III) 結婚式場

特定都道府県は、基本的対処方針三(3)3に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場に対し、前記(I)と同様の要請を行うこと。

それに加えて、特定都道府県は、結婚式場が大人数の飲食を伴う場であることから、できるだけ短時間（例えば1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。

なお、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行なう場合も同様の条件を求めるものとする。

(IV) その他留意事項

特定都道府県は、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

② 集客施設への要請等（第24条第9項等）

しい措置である休業を要請する場合には、生活必需品売場のみならず、特定のテナントを要請対象から除くことも妨げられない。

③ ①及び②以外の法施行令第11条第1項の施設

(I) 幼稚園、学校（第1号）、保育所、介護老人保健施設等（第2号）、大学等（第3号）、自動車教習所、学習塾等（第13号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請すること。

(II) 図書館（第10号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理等を働きかけること。

(III) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設（第11号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理、酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）・カラオケ設備使用の自粛等を働きかけること。

④ 留意点

(I) 前記①から③までに示した施設は、あくまでも例示であり、各特定都道府県知事は、施設の具体的な態様に応じ、取扱いを決定すること。また、特定都道府県知事は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、前記①から③までに示した取扱いとは別途の取扱いを行うことができることに留意すること。この場合、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等に丁寧な説明に努めること。休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。前記①から③までに示した取組よりも緩やかな取扱いを行うことは、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとすると場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

(II) 特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、法第45条第2項に基づき、大規模商業施設

の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、感染リスクが高い場面とされた百貨店の地下の食品売り場等についても、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、上記の要請に際しては、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐための入場整理等を行うよう事業者に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものである。

● 施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

● 売場別の措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
- ✓ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

(III) 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

(IV) 関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。

(V) 本事務連絡2.（1）②（I）及び（II）の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「1.（1）③チケット販売の取扱い」を準用すること。

（2）重点措置区域である都道府県

重点措置区域である都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設であるか否かにかかわらず、関係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、基本的対処

を行う設備を提供している場合、当面当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況を踏まえ、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる昼カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

(2) ①以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に大規模な集客施設)(第24条第9項等)

基本的対処方針三(3)9)等のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、基本的対処方針の記載事項に加え、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に大規模な集客施設)について、都道府県知事の判断により、入場者の整理等、飲食店と同様の店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

なお、飲食店に対して酒類の提供を行わないよう要請した上で、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、緩和を行うことができるものとしていることに留意し、適切な働きかけを行うこと。また、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設の内部に飲食店等が存在している場合、当該飲食店等は、本事務連絡2.(2)①の要請等の対象であることも併せて留意すること。

(I) イベント関連施設等

本事務連絡2.(1)②(I)の施設については、

- ① 本事務連絡1.(2)①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用
- ② 営業時間を当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請(ただし、イベント開催以外の場合は、営業時間短縮の要請(1,000平米超)又は働きかけ(1,000平米以下))

を行うこと。

※映画館については、上映期間において、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請(1,000平米超)又は働きかけ(1,000平米以下)を行うこと。

(II) イベントを開催する場合がある施設

特に措置区域においては、本事務連絡2.(1)②(II)の施設については、

① 本事務連絡1.(2)①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用

② 1,000平米超のものについては営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては営業時間短縮の働きかけを行うこと。

なお、イベントを開催する場合には、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安を適用すること。

(III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

特に措置区域においては、本事務連絡2.(1)②(III)の施設については、1,000平米超のものについては営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては営業時間短縮の働きかけを行うこと。

③ 留意点

(I) 知事は、前記①②に示した取扱いとは別途の取扱いを行う場合、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等に丁寧な説明に努めること。休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。

(II) 都道府県は、基本的対処方針三(3)9)等に基づき、知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に對して要請を行うこと。

B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、法第31条の6第1項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、感染リスクが高い場面とされた百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。

要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者(上記②においては、飲食サービスの提供や、法施行令第11条第1項に規定する施設において事業を行うという営業形態に着目している)に対し行うものであることに留意すること。

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うこと。

(1) 特定都道府県

特定都道府県においては、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うこと。特に、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること。また、20時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、投票、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持等のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とすること。

関係各府省庁は、航空・旅行事業者に対し、以下の協力の依頼等を行うこと。

- ・特定都道府県発着の渡航者、特に沖縄県に向かう渡航者に対して、ワクチンを2回接種していない場合に出発前検査を受けることを強く要請すること。出発前の時間的余裕が無い場合は、到着後に検査を受けるよう強く要請すること。
- ・渡航者が渡航をキャンセル・延期した場合の柔軟な対応や、航空券・旅行商品のキャンセル・延期に係る料金を無料にする措置をとっている場合にはその周知徹底など、不要不急の移動を止めることについて一定の配慮をすること。

特定都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うこと。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うこと。

(2) 重点措置区域である都道府県

各都道府県は、法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。また、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、感染拡大を防止する観点から、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること。法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるように促すこと。

関係各府省庁は、航空・旅行事業者に対し、渡航者が渡航をキャンセル・延期した場合の柔軟な対応や、航空券・旅行商品のキャンセル・延期に係る料金を無料にする措置をとっている場合にはその周知徹底など、不要不急の移動を止めることについて一定の配慮をするよう、協力の依頼等を行うこと。

各都道府県は、法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

(3) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

①緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

②まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された都道府県

下記（4）のとおり取り扱うことを基本とすること。ただし、感染状況に応じ、まん延防止等重点措置における外出・移動に係る要請から、都道府県知事の判断により、必要な対策を段階的に緩和すること。

- 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 会議室の換気を徹底する。会議の時間を短くするよう工夫する。
- 食事、着替え、喫煙などでマスクを着用していない時は、会話を控えるとともに、会話をする場合は、必ずマスクを着用することを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースや喫煙スペースに入らないよう、休憩スペースや喫煙スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- 屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 食堂などで飲食する場合は、利用時間をずらす、椅子を間引くなどにより、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、人数制限や利用時間をずらすことなどにより、できる限り身体的距離を確保できるように努め、会話を控えるとともに、食事中以外は必ずマスクを着用することを徹底する。
- こうした取組に加え、食堂や喫煙所、休憩・休息スペースにおいて密が発生しないよう配慮する。具体的には、十分な距離を確保できるよう、施設の態様に応じ、あらかじめ目標とする収容人数を定め、従業員に対し、掲示・各種連絡等で混雑時間帯の利用回避等を周知する、入場を制限する等により、目標とする収容人数を超えないよう努める。

また、関係各府省庁及び都道府県においては、当分の間、感染が拡大している地域への出張等は極力控えるとともに、どうしても避けられない場合には、基本的な感染防止策を徹底するよう求めることはもとより、出発前検査の実施を図るよう徹底し、関係団体等に対して、企業等への周知・情報提供等の必要な協力の依頼等を行うこと。

5. 各都道府県における要請等の速やかな公表及び適切な周知期間の設定について

これまで多くの都道府県において取り組んでいただいているところであるが、要請等の対象となる事業者の準備期間を確保する観点から、都道府県は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置における取組について、速やかに公表を行い、適切な周知期間が設定されるよう努めること。

特に、基本的対処方針等よりも厳しい要請等を行う場合は、各都道府県における取組の内容が公表されるまで内容が一般に明らかになっていないことから、周知期間の設定に当たって特に留意されたい。

6. 国営施設等における緊急事態宣言中の対応について

関係各府省庁並びに各施設においては、基本的対処方針三(3)3)の趣旨及び特定都道府県が要請する内容等に留意し、緊急事態宣言中の取扱いを検討すること。

- 法施行令第11条第1項各号に規定する施設のうち、要請・働きかけの対象となる施設については、基本的対処方針三(3)3)の趣旨及び特定都道府県の要請・働きかけ等を踏まえた対応を検討
- 公園その他の施設については、必要な協力を検討

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要①

(基本的な考え方)

- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人ととの接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

<施設利用関係> (第45条第2項関係)

| 施設の種類 | 飲食関連施設 | 緊急事態宣言での措置 |
|-------|--------------------------------------|--|
| 飲食店 | 飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） | <ul style="list-style-type: none"> 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。） |
| 遊興施設 | 接待*を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 | <ul style="list-style-type: none"> 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮 都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請 |
| 結婚式場 | 結婚式場 | <ul style="list-style-type: none"> 飲食店と同様の要請 ※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。 |

*ここでの「接待」とは飲食店の接待従事者等によるもの意味する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

<施設利用関係> (第24条第9項等)

| | | 緊急事態宣言での措置 |
|------|--|---|
| 第4号 | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 など | 人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請 |
| 第5号 | 集会場、公会堂 など | ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ ※4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ |
| 第6号 | 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など | |
| 第8号 | ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。） | |
| 第9号 | 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など | 人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ |
| 第10号 | 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など | ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請 |

*入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等
※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等（続き）

⑨ 飲食の制限

- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ・過度な飲酒の自粛
- ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。
(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)

⑩ 参加者の制限

- ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
*ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。

⑪ 参加者の把握

- ・座席指定、動線確保などの適切な行動管理
- ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読み取奖励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）

⑫ 演者の行動管理

- ・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談
- ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処

⑬ 催物前後の行動管理

- ・イベント前後の感染防止の注意喚起
*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進

⑭ ガイドライン遵守の旨の公表

- ・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理

- ・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
*来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。

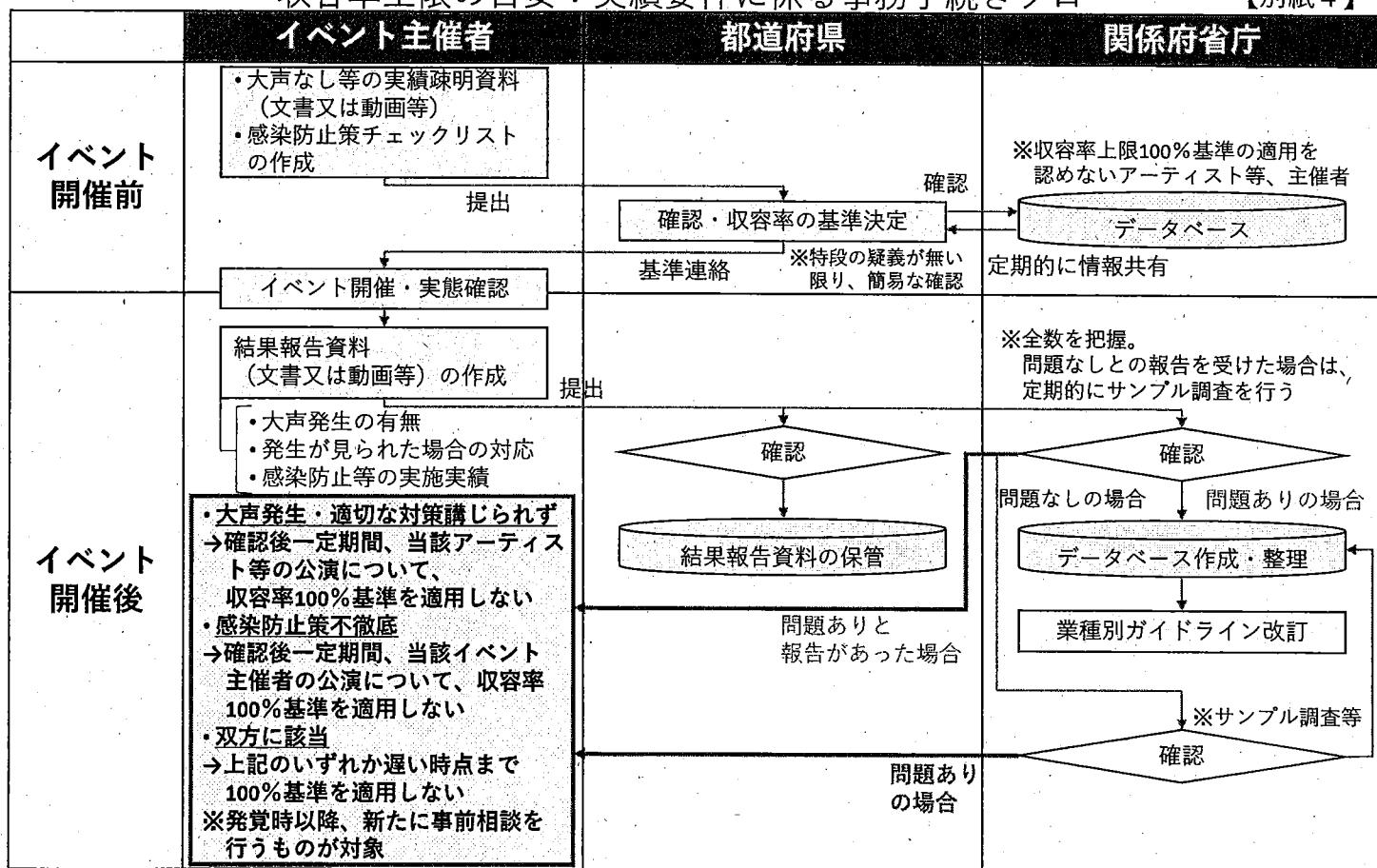
⑯ 地域の感染状況に応じた対応

- ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談
- ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

*上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

収容率上限の目安：実績要件に係る事務手続きフロー

【別紙4】



*1,000人以下のイベントで収容率上限を100%とする場合、イベント主催者は、実績説明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管する（原則、都道府県・関係府省庁への提出は不要）。ただし、問題ありの場合は、都道府県・関係府省庁に結果報告資料を提出する。かかる場合には、上記赤枠の対応を行う。